

生徒会会則

第1章 総則

第1条 この会は伊集院中学校生徒会といたします。

第2条 この会は全会員の協力によって自治の精神を高め、正しく明るい学校をつくり、生活を向上させることを目的とします。

第3条 この会は伊集院中学校の全生徒を会員とします。

第4条 この会は先生方を顧問として指導を受けこの会で決議したことは校長の許可を得て実施します。

第2章 組織及び機関

第5条 この会の組織は右図のように構成します。

第6条 この会に次の機関をおきます。

- (1) 総会
- (2) 代議員会
- (3) 専門部会
- (4) 本部役員会
- (5) 学年生徒会
- (6) 学級生徒会
- (7) 地域生徒会

第7条 総会は、この会の最高決議機関で全会員で構成します。

第8条 総会は前期（5月中）、後期（11月中）1回ずつ開くことを原則とし、代議員会の要求があった場合は臨時に開くこともできます。

第9条 総会は次のことを行います。

- (1) 会の設立解散、会則の制定及び改正
- (2) 役員承認（後期のみ）
- (3) 予算・決算の承認（前期のみ）
- (4) 活動計画及び反省
- (5) その他必要なことから

第10条 総会では会員中より選出された議長団と議事運営委員を2名ずつ置き、記録係は本会書記が代行します。

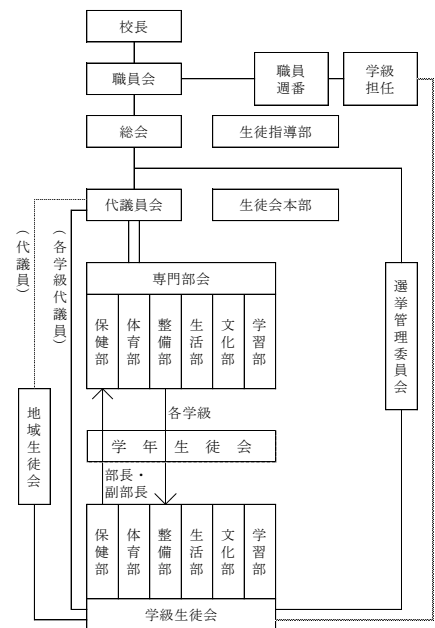
第11条 代議員会は総会に代わる決議機関で学級から選出された代議員（学級生徒会長、副会長兼務）と専門部会の各部長及び本部役員を持って構成します。特に代議員会で必要と認めた場合は地域生徒会の代表者の出席を求め、意見を聞くことができます。

第12条 代議員会は毎月1回開くことを原則とし必要に応じて臨時に開くことができます。

第13条 代議員会は次のことを行います。

- (1) 総会に提出する議案の審議
- (2) 総会で依頼されたことについての計画・審議
- (3) 平常における活動計画の審議
- (4) 緊急を要する問題の審議
- (5) その他必要なことから

第14条 代議員会では代議員の中から選出された議長団2名をおき記録係は本会書記が代行します。



第15条 専門部会は本会の執行機関で次のようなものがあります。

- (1) 保健部 (2) 体育部 (3) 整備部
- (4) 生活部 (5) 文化部 (6) 学習部

第16条 専門部会は各学級から選出された専門部員（学級各正副部長）で構成し、必要に応じて部員が招集して開きます。

第17条 専門部会は次のことを行います。

- (1) 代議員会に提出する議案の作成
- (2) 総会代議員会の決定事項の実施
- (3) 平常における活動，計画の実践
- (4) その他必要なことから

第18条 各専門部会には本部より推薦された部長，副部長1名をおきます。ただし，部長が男子の場合は副部長は女子とする。

第19条 役員会は会長・副会長，書記，会計をもって構成し，必要に応じて開き本会の運営並びに活動を推進します。

第20条 学級生徒会は，各学級ごとに学級全員で構成し，担任の先生を顧問とします。

第21条 学級生徒会は必要に応じて開き会員の生活向上と学級の発展をはかり，学校生徒会の基盤となります。

第22条 学級生徒会に次の部をおき，その任務は次のとおりとし，会員はいずれかの部員にならなければなりません。

- (1) 保健部 給食・保健衛生に関することがら
- (2) 体育部 体育向上に関することがら
- (3) 整備部 整備・整頓・美化に関することがら
- (4) 生活部 生活態度・風紀・会員の福利厚生に関することがら
- (5) 文化部 広報・文化に関することがら
- (6) 学習部 学習に関することがら

第23条 学級生徒会に会長1名，副会長1名，書記1名をおきます。

第24条 地域生徒会は各地域ごとにつくり地域の全生徒をもって構成し，地域担当の先生を顧問とします。

第25条 地域生徒会は必要に応じて開き主として校外生活の改善，向上を目的として活動します。

第26条 地域生徒会に会長1名，副会長1名，書記1名をおきます。

第27条 この会の会議はすべて4分の3以上の出席で成立し，過半数の賛成で決議されます。

第3章 役員

第28条 この会に次の役員をおきます。

- 会 長 1名（2年）
副会長 3名（1年2名，2年1名）
書 記 2名（1・2年1名ずつ）
会 計 2名（ " ）

なお，役員は男女の比率を十分考慮して構成します。

第29条 生徒会本部役員は全会員の投票によって選出し，生徒会役員は校長が任命します。

第30条 選挙に関するいっさいの管理及び事務は各学級から1名ずつ選出された選挙管理委員会が行います。

第31条 会長はこの会の代表者となり、その運営にあたり総会、代議員会、役員会を招集します。

第32条 書記はこの会の庶務にあたり、会計はこの会の会計を司ります。

第33条 役員任期は11月から10月までとします。

第4章 会計

第34条 この会の経費は生徒会費やその他の収入でまかないます。会費は年度始めの総会で決定します。

第35条 会計年度は4月から翌年3月までとします。

第5章 付則

第36条 この会則は昭和58年4月1日から実施します。

第37条 この会の運営に関する細則は代議員会で決めます。

平成16年4月30日改正

